

## 介護報酬の見直しに伴う事務処理システムの変更点等について

1	前回事務連絡（8月及び10月）からの変更点一覧.....	2
	(1) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧及びサービスコード等への影響事項一覧 .....	2
	(2) システムインタフェース仕様の変更点.....	3
2	都道府県インタフェース変更に伴う留意事項.....	4
3	4月サービスに関わる関係機関の業務スケジュール.....	6

# 1 前回事務連絡（8月及び10月）からの変更点一覧

## (1) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧及びサービスコード等への影響事項一覧

サービス種類	変更点	影響範囲
訪問介護	生活支援を生活援助に名称変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス名称変更</li> <li>サービスコードの追加</li> <li>体制等届出<sup>※</sup>の施設等区分の名称変更</li> </ul>
訪問リハビリテーション	老人保健施設からの訪問リハビリテーションを追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスコードの追加</li> <li>体制等届出の施設等区分の追加</li> </ul>
	日常生活活動訓練加算の追加	サービスコードの追加
居宅療養管理指導	医師又は歯科医師が行う場合の1回目、2回目の区分を削除	サービスコード削除
通所介護	8時間の通所介護の前後に延長を行った場合に1時間単位で2時間までの延長時間の加算を行う	サービスコード表の算定要件変更(引き続き→前後に)
通所リハビリテーション	8時間の通所リハビリテーションの前後に延長を行った場合に1時間単位で2時間までの延長時間の加算を行う	サービスコード表の算定要件変更(引き続き→前後に)
	職員の欠員の条件に言語聴覚士を追加	体制等届出の職員の欠員による減算状況の項目追加
	施設等の区分(3区分)を追加(8月、10月の変更の取り消し)	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制等届出の施設等区分の追加</li> <li>3区分ごとにサービスコードを区分</li> </ul>
短期入所生活介護	居住福祉型の名称を小規模生活単位型に変更し、人員配置による区分を削除	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス名称変更</li> <li>体制等届出の施設等区分の名称変更</li> </ul>
短期入所療養介護(老人保健施設)	リハビリ体制加算の算定要件を変更し、名称をリハビリ機能強化加算とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス名称・サービスコード変更</li> <li>体制等届出の届出項目の名称変更</li> </ul>
痴呆型共同生活介護	夜勤体制加算を夜間ケア加算に名称変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスコード表のサービス名称変更</li> <li>体制等届出の届出項目の名称変更</li> </ul>
居宅介護支援	計画したサービス種類数(介護保険法43条1項、施行規則66条で定義される9種類)が4種類以上である場合の加算を追加	サービスコード追加
	居宅の訪問・適正なアセスメントによる課題設定・必要なサービス調整のいずれかが行われていない場合の減算を追加	サービスコード追加
介護福祉施設	居住福祉型の名称を小規模生活単位型に変更し、人員配置による区分を削除	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス名称、サービスコード変更</li> <li>体制等届出の施設等区分の名称変更</li> </ul>
介護老人保健施設	リハビリ体制加算の算定要件を変更し、名称をリハビリ機能強化加算とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス名称変更</li> <li>体制等届出の届出項目の名称変更</li> </ul>
介護療養型医療施設	他科受診の追加	サービスコード追加
介護療養型医療施設(病院診療所による短期入所療養介護を含む)	特定診療費項目の再編	体制等届出の特定診療費項目、リハビリテーション提供体制の届出項目変更

※介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

(2) システムインタフェース仕様の変更点

介護給付費算定に係る体制等状況一覧の届出項目の変更に伴い、都道府県インタフェース（事業所台帳に係る部分）を変更する。

区分	変更内容	
	旧	新
項目の名称の変更	夜勤体制の有無	夜間ケアの有無
設定項目の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリテーション機能強化の有無 ※1</li> <li>・個別リハビリテーション提供体制（総合リハビリテーション施設）の有無 ※1</li> <li>・個別リハビリテーション提供体制（理学療法Ⅱ）の有無 ※1</li> <li>・個別リハビリテーション提供体制（理学療法Ⅲ）の有無 ※1</li> <li>・個別リハビリテーション提供体制（作業療法Ⅱ）の有無 ※1</li> <li>・個別リハビリテーション提供体制（言語聴覚療法Ⅰ）の有無</li> <li>・個別リハビリテーション提供体制（言語聴覚療法Ⅱ）の有無</li> <li>・言語聴覚士の欠員による減算の状況の有無</li> </ul>	
設定不要とする項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリテーションの加算状況の有無 ※1</li> <li>・リハビリテーション提供体制（総合リハビリテーション施設）の有無 ※1</li> <li>・リハビリテーション提供体制（理学療法Ⅱ）の有無 ※1</li> <li>・リハビリテーション提供体制（理学療法Ⅲ）の有無 ※1</li> <li>・リハビリテーション提供体制（作業療法Ⅱ）の有無 ※1</li> <li>・感染対策指導管理の有無</li> </ul>	

※1 該当の項目については、算定要件の変更等が発生し新たな届出が必要となるため、既存の届出項目は平成 15 年 3 月以前の異動分で使用することとし、新設された届出項目は平成 15 年 4 月以降の異動分において使用する。

## 2 都道府県インタフェース変更に伴う留意事項

5月審査分の事業所台帳の整備にあたっては、事業所台帳の項目の変更に伴う追加台帳項目の設定や、旧届出内容からの読み替えを行い、また様式変更後のサービス事業所の届出内容を確実にサービス事業所台帳に反映する必要がある（下表に、国保連合会の事業所台帳の移行に関する取扱を示す）。

なお、サービス事業所からの介護給付費算定に係る体制等状況一覧表上の届出項目の変更に関わる取扱については、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（案）」の留意事項を参考にされたい。

### 国保連合会における事業所台帳の取扱

区分	対象項目	既存事業所の取扱	国保連への異動連絡票の送付等
新設される項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護の時間延長サービス体制</li> <li>通所リハビリテーションの時間延長サービス体制・個別リハビリテーション提供体制</li> <li>痴呆対応型共同生活介護の夜間ケア</li> <li>通所リハビリテーションの言語聴覚士の欠員による減算の状況の有無</li> <li>短期入所療養介護（介護老人保健施設）および介護老人保健施設のリハビリテーション機能強化</li> <li>介護老人福祉施設の居住費対策</li> <li>リハビリテーション提供体制の個別リハビリテーション提供体制（総合リハビリテーション施設）、個別リハビリテーション提供体制（理学療法Ⅱ）、個別リハビリテーション提供体制（理学療法Ⅲ）、個別リハビリテーション提供体制（作業療法Ⅱ）、個別リハビリテーション提供体制（言語聴覚療法Ⅰ）、個別リハビリテーション提供体制（言語聴覚療法Ⅱ）</li> </ul>	届出が行われていない状態の内容（「なし」または「対応不可」）が設定されているものとみなす	既存サービス事業所について新たな届出がなければ異動連絡票の送付は不要
	訪問介護の施設等の区分	「身体介護」「生活援助」が設定されているものとみなす	既存サービス事業所については、通院等乗降介助の指定がなく、「身体介護」「生活援助」のサービスを提供できる場合においては、異動連絡票の送付は不要

区分	対象項目	既存事業所の取扱	国保連への異動連絡票の送付等
	訪問リハビリテーションの施設等の区分	「病院または診療所」が設定されているものとみなす	既存サービス事業所について新たな届出がなければ異動連絡票の送付は不要
選択肢が追加される項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所生活介護の施設等の区分</li> <li>介護老人福祉施設の施設等の区分</li> </ul>	従来 of 届出内容を引き継ぐ	既存サービス事業所について新たな届出がなければ異動連絡票の送付は不要
廃止される項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所療養介護（介護老人保健施設）および介護老人保健施設のリハビリテーションの加算状況</li> <li>リハビリテーション提供体制の総合リハビリテーション施設、理学療法Ⅱ、理学療法Ⅲ、作業療法Ⅱ</li> </ul>	台帳上の届出内容を無効とする	異動連絡票の送付は不要
再編される選択肢	短期入所療養介護（病院療養型）および介護療養型医療施設（療養型）の人員配置	従来 of Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型はそれぞれ新人員配置区分によるⅠ・Ⅱ・Ⅲ型が設定されているものとみなし、従来 of Ⅰ型は届出がないものとみなす	既存 of 台帳でⅠ型に該当するものについては、新人員配置区分によるⅠ型への変更 of 異動連絡票 of 送付が必要となる
	短期入所療養介護（病院療養型）および介護療養型医療施設（療養型）の夜間勤務条件基準	従来 of 加算型Ⅰ・Ⅱ・Ⅳはそれぞれ新夜間勤務条件基準による加算型Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型が設定されているものとみなし、従来 of 加算型Ⅲ型は届出がないものとみなす	既存 of 台帳で加算型Ⅲ型に該当するものについては、基準型への変更 of 異動連絡票 of 送付が必要となる
その他	上記以外の項目	従来 of 届出内容を引き継ぐ	既存サービス事業所について新たな届出がなければ異動連絡票 of 送付は不要

### 3 4月サービスに関わる関係機関の業務スケジュール

関係機関名	1月	2月	3月	4月	5月	6月
サービス事業者		訪問通所系体制 届出期限	体制届出要否確認	短期入所・施設系 体制届出期限 新報酬体系によるサービス提供 請求		
居宅介護支援事業者			新報酬体系によるサービス計画		給付管理票作成	
都道府県		事業所台帳移行作業	事業所台帳更新			
国保連合会					審査・支払	
保険者						新報酬体系による償還払 新様式書送付
共通			インフォメーション期間			